

石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者案について（概要）

1 制定の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物は、試験研究の用に供するもの等を除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととされている。

しかしながら、昨年12月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されていることを受け、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の改正を行うことを予定している。

具体的には、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるものを輸入しようとする者（当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。）は、当該製品の輸入の際に、当該製品中に石綿がその重量の0.1パーセントを超えて含有しないことを厚生労働大臣が定める者が作成する書面により確認すること等を求める予定であるところ、厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者の要件を定める告示を制定する。

2 告示の内容

- 石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるものは、珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品とする。
- 製品中に石綿がその重量の0.1パーセントを超えて含有しないことを明らかにする書面を作成する者として厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）第1条第1号に該当する者
 - ② ①に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - ③ 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定（試験方法の区分が製品中の石綿に係る試験に係るものに限る。）を受けている者

3 根拠法令

石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（今後公布予定）による改正後の石綿障害予防規則第46条の2第1項

4 告示日等

告示日：令和3年5月中旬（予定）

施行期日：令和3年12月1日